

令和3年10月29日

## 催物（イベント等）の開催に係る留意事項について

催物（イベント等）開催に係る留意事項別添10について、国の事務連絡を踏まえ、取扱いの期限を改めるもの。

## 1. 取扱い期限

(改正前) 当面10月末まで

(改正後) 当面の間

## 2. イベント開催制限等

対象期間	収容率※	人数上限※
経過措置期間 (10/1~10/30)	大声なし 100%以内 (収容定員がない場合は、密にならない程度の間隔)	5,000人 又は 収容定員50%以内 (≤10,000人) のいずれか大きい方
経過措置期間後 (10/31~)	大声あり 50%以内 (収容定員がない場合は、十分な人ととの間隔(1m))	5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方

※ 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度とする。

別添10	: 催物（イベント等）開催に係る留意事項（第2版）	省略
別紙1	: 感染防止策チェックリスト	省略
別紙2	: 必要な実績疎明資料の判定	省略
別紙3	: 催物結果報告フォーム	省略
別紙4	: 事前相談窓口	
参考1	: イベント開催時の必要な感染防止策	省略
参考2	: 大声での歓声・声援等のイベント例	省略
参考3	: 感染状況に応じたイベント開催制限等	

(参考) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 通知

「今後の催物の開催制限等の取扱いについて」(令和3年10月29日付け事務連絡)